

美里町文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

現行	改正案	備考								
（設置） 第1条 地域社会の文化の向上及び町民の福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、美里町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>美里町文化会館</td><td>宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地</td></tr></table> 第3条 削除 （職員） 第4条 文化会館に館長その他必要な職員を置く。ただし、第15条の規定により管理を行う場合は、この限りでない。 （休館日及び使用時間） 第5条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。 <u>（1）毎週月曜日</u> <u>（2）1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</u> 2 文化会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。	名称	位置	美里町文化会館	宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地	（設置） 第1条 地域社会の文化の向上及び町民の福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、美里町文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>美里町文化会館</td><td>宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地</td></tr></table> 第3条 削除 （職員） 第4条 文化会館に館長その他必要な職員を置く。ただし、第15条の規定により管理を行う場合は、この限りでない。 （休館日及び使用時間） 第5条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。 <u>（1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときは、翌日以後においてその日に最も近い祝日でない日）</u> <u>（2）12月29日から翌年1月3日まで</u> 2 文化会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。	名称	位置	美里町文化会館	宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地	号改める 号改める
名称	位置									
美里町文化会館	宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地									
名称	位置									
美里町文化会館	宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地									

3 町長は、必要があると認めるときは、<u>前2項にかかわらず臨時にこれを変更することができる。</u> (使用許可)	3 町長は、必要があると認めるときは、<u>前2項の規定にかかわらずこれを変更することができる。</u> (使用許可)	字句改める 字句削る
第6条 文化会館を使用しようとする者<u>(以下「使用者」という。)</u>は、所定の申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。	第6条 文化会館を使用しようとする者は、所定の申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。	字句削る
	2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。<u>使用の変更についても、また同様とする。</u> <u>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</u> <u>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</u> <u>(3) 文化会館の設置目的に反し、又は管理上不相当と認めるとき。</u> <u>(4) 災害その他の事故により文化会館が使用できないとき。</u> <u>(5) 工事その他の都合により町長が特に必要と認めるとき。</u> <u>(使用者の遵守事項)</u>	項加える
	第7条 文化会館を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。<u>ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。</u> <u>(2) 施設又は設備の原状を変更しないこと。</u> <u>(3) 使用目的以外に使用しないこと。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定めること。</u> <u>(使用許可の取消し等)</u>	条加える
<u>(使用の制限取消し等)</u> 第7条 町長は、<u>次のいずれかに該当する場合は、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることがで</u>	第8条 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずるこ</u>	見出し改める 条繰り下げる 字句改める

きる。 <u>(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。</u> <u>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> <u>(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</u> <u>(4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。</u> <u>(5) 公益上必要があると認められるとき。</u> <u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、文化会館の管理上特に必要と認められるとき。</u> 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、賠償の責めを負わない。 <u>(使用権の譲渡等の禁止)</u> <u>第8条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u> (使用料) <u>第9条 使用の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</u> 2 別表中各室使用料は前納とし、設備器具等使用料は、使用後速やかに納付しなければならない。<u>ただし、町長が後納を認める場合は、この限りでない。</u> <u>(使用料の減免)</u> <u>第10条 町長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	とができる。 <u>(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> <u>(2) 前条の規定に違反したとき</u> <u>(3) 使用許可の申請に偽りの記載があったとき。</u> <u>(4) 使用許可の条件又は町長の指示に違反したとき。</u> 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、<u>町長は賠償の責めを負わない。</u> (使用料) <u>第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</u> 2 別表中各室使用料は前納とし、設備器具等使用料は、使用後速やかに納付しなければならない。 <u>(使用料の減免)</u> <u>第10条 町長は、文化会館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、附</u>	号改める 号改める 号改める 号改める 字句加える 条削る 字句改める ただし書削る 条改める
---	--	--

<u>(使用料の返還)</u> <u>第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、使用料を返還することができる。</u> <u>(原状回復の義務)</u> <u>第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。</u> <u>(損傷の届出)</u>	<u>帯設備等の使用料は除く。</u> <u>(1) 町が主催するとき。</u> <u>(2) 町内の保育所等、幼稚園、小学校又は中学校が教育目的で使用するとき。</u> <u>(3) 町が共催するとき。</u> <u>(4) 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。</u> <u>(5) 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。</u> <u>(使用料の返還)</u>	
<u>第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、使用料を返還することができる。</u>	<u>第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(1) 使用者が自己の責めによらない事由で使用できなくなったとき。</u> <u>(2) 使用者が使用開始2月前（大ホール以外にあっては10日前）までに使用の中止を申し出たとき。</u> <u>(3) その他町長が特に事情があると認めるとき。</u> <u>(原状回復の義務)</u>	条改める
<u>第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。</u> <u>(損傷の届出)</u>	<u>第12条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、備品等を整理の上、原状に回復し、引き渡さなければならない。</u> <u>(損傷の届出等)</u>	条改める

第13条 使用者が故意又は過失により文化会館の施設若しくは設備等を損傷し、又は<u>亡失させた</u>ときは、直ちにその旨を<u>館長</u>に届け出なければならない。	第13条 使用者が故意又は過失により文化会館の施設若しくは設備等を損傷し、又は<u>亡失した</u>ときは、直ちにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。	字句改める
2 <u>館長は、前項の損傷又は亡失が使用者の故意又は過失によるものと認めたときは、これを原状に回復させ、又はその損害を賠償させるものとする。</u> <u>(運営審議会)</u>	2 <u>使用者は、故意又は過失により、施設若しくは設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その賠償の額を減額することができる。</u> <u>(管理上の指示)</u>	項改める
第14条 <u>文化会館に美里町文化会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。</u> 2 <u>審議会は、町長の諮問に応じ、文化会館の運営に関する事項について調査及び審議する。</u> 3 <u>審議会の組織及び運営については、規則で定める。</u> <u>(指定管理者による管理)</u>	第14条 <u>町長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、その職員に使用を許可した施設に立ち入り、必要な指示をさせることができる。</u> <u>(指定管理者による管理)</u>	条改める
第15条 町長は、文化会館の管理運営上必要があると認められるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に文化会館の管理を行わせることができる。 <u>(指定管理者が行う業務等)</u> 第16条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。	第15条 町長は、文化会館の管理運営上必要があると認められるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に文化会館の管理を行わせることができる。 <u>(指定管理者が行う業務等)</u> 第16条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。	
(1) 文化会館の<u>利用</u>に関する業務 (2) 文化会館が主催する<u>公演事業</u> (3) 文化会館の施設及び設備の日常的な維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために	(1) 文化会館の<u>使用</u>に関する業務 (2) 文化会館が主催する<u>事業に関する業務</u> (3) 文化会館の施設及び設備の日常的な維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために	字句改める 字句改める

において当該指定管理者は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年美里町条例第６６号）に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に文化会館の管理を行わなければならない。

（委任）

第１９条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第９条関係）

（１）各室使用料

施設名	区分	午前９時から午後５時 まで <u>（１時間当たりの額）</u>	午後５時から午後９時 まで <u>（１時間当たりの額）</u>
大ホール	平日	2,700円	4,320円
	土曜日	3,780円	5,400円
	日曜日		
	祝日		
練習室	第１練習室	270円	270円
	第２練習室	270円	270円
楽屋	第１楽屋	270円	270円
	第２楽屋	270円	270円
	第３楽屋	270円	270円

（２）設備器具等使用料

区分	使用料（１点、１時間当たりの額）
照明設備器具	810円

において当該指定管理者は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年美里町条例第６６号）に定めるもののほか、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、文化会館の管理を行わなければならない。

（委任）

第１９条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

別表（第９条関係）

（１）各室使用料

施設名	区分	単位	午前９時から午 後５時まで	午後５時から午後 ９時まで
大ホール	平日	1時間	2,700円	4,320円
	土曜日	1時間	3,780円	5,400円
	日曜日			
	祝日			
練習室	第１練習室	1時間	270円	270円
	第２練習室	1時間	270円	270円
楽屋	第１楽屋	1時間	270円	270円
	第２楽屋	1時間	270円	270円
	第３楽屋	1時間	270円	270円

（２）設備器具等使用料

区分	使用料（１時間当たりの額）
照明設備器具	1点につき810円以内で規則で定める額

字句改める
字句削る

表改める

表改める

音響設備器具	540円
舞台設備器具	1,080円
その他の設備器具	670円
冷暖房料	8,640円
清掃料	1回につき 14,040円

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して大ホールを利用する場合の使用料は、大ホール使用料に次の割増料を加えた額とする。
 - (1) 入場料の額が301円から500円まで 20パーセント
 - (2) 入場料の額が501円から1,000円まで 50パーセント
 - (3) 入場料の額が1,001円から3,000円まで 100パーセント
 - (4) 入場料の額が3,001円以上は150パーセント
- 3 準備及び練習のためステージを利用する場合の使用料は、その該当する区分の大ホール使用料及び清掃料の50パーセントの額とする。ただし、営利を目的としない文化団体等が大ホールを利用し公演を行う場合は、1回に限りステージでの練習を認め、その場合の使用料は、2,700円とする。
- 4 毎週定期的に練習室を利用する文化団体等の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

音響設備器具	1点につき540円以内で規則で定める額
舞台設備器具	1点につき1,080円以内で規則で定める額
その他の設備器具	1点につき670円以内で規則で定める額
冷暖房料	1時間につき8,640円以内で規則で定める額
清掃料	1回につき14,040円以内で規則で定める額

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して大ホールを利用する場合の使用料は、大ホール使用料に次表の左欄に掲げる入場料の額に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じた額とする。

入場料の額	率
300円を超え500円以下	1.2
500円を超え1,000円以下	1.5
1,000円を超え3,000円以下	2.0
3,000円を超える額	2.5
- 3 事業開催日以外で準備及び練習のためステージを利用する場合の使用料は、その該当する区分の大ホール使用料及び清掃料の50パーセントの額とする。
- 4 定期的に練習室を利用する文化団体等の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

項改める

字句加える

ただし書削る

字句削る

5 表（２）設備器具等使用料の各設備器具の使用料の算定の際の使用時間は、各室使用料の算定の使用時間とする。

6 使用料を算定する場合において、確定金額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

7 上記金額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条の規定による税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税に相当する額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の規定による税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含む。

5 表（２）設備器具等使用料の各設備器具の使用料の算定の際の使用時間は、各室使用料の算定の使用時間とする。

6 使用料を算定する場合において、確定金額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

7 上記金額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条の規定による税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税に相当する額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３の規定による税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含む。